小鹿総政第２５６号
令和５年１１月１日

各 課 所 長　様

小鹿野町長　森　　真　太　郎

令和６年度小鹿野町予算編成方針について（通知）

令和６年度予算編成方針を別紙のとおり定めたので、小鹿野町予算規則第５条の規定に基づき通知する。

令和６年度予算編成方針

１　日本経済の状況及び国の予算編成の動向

国の月例経済報告（令和５年９月）によると、「景気は、緩やかに回復しており、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

こうした経済環境の下、政府は「経済財政運営と改革の基本方針２０２３」において、足下の物価高や世界経済の減速等による我が国経済の下振れリスクに万全の対応を図りつつ、持続的な成長と分配の好循環の実現に向けた取組を進めるため、令和４年度第２次補正予算及びエネルギー・食料品等に関する追加策、並びに令和５年度予算の迅速かつ着実な執行に全力を尽くすとしている。さらに、令和６年度予算については、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、本格的な経済回復から新たな経済成長へと軌道に乗せていき、構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化などの重要政策課題に必要な予算措置を講ずるとしており、こうした国の動向について注視していく必要がある。

２　埼玉県の予算編成における基本方針

埼玉県の令和６年度予算編成方針では、人口減少、超少子高齢社会の到来や頻発化・激甚化する災害という歴史的課題に直面する中、本県の持続的な発展を実現するため、歴史的課題に対応した未来志向の施策展開、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けた取組の深化、ＤＸを前提とした不断の行財政改革の推進の３つを基本方針として定め、これまでの制度や経験等を前提とした発想にとらわれず、未来を見据えた施策を展開していくとしている。

３　小鹿野町の財政状況及び今後の見通し

本町の財政は、中長期的には歳入面において、出生数の激減や若者世代の転出

などに伴う急激な人口減少による町税の大幅な減少が見込まれる一方、歳出面においては、社会保障費や公債費などの義務的経費が増加しているほか、老朽化していく公共施設やインフラ施設等の維持管理費などへ多くの財政需要が見込まれている。また、人口減少対策や地域経済の活性化など、町の抱える課題に対しても積極的に取組んでいく必要があり、更なる財政需要の増加が見込まれる。

こうした中、令和５年度当初予算では収支不足額が約１４億円となり、財政調整基金をはじめとした基金の取崩しや町債を活用することで当初予算編成を行ったところである。令和６年度当初予算編成に向けては、保有している施設の適切な管理の遂行や扶助費をはじめとする義務的経費の増加のほか、急激に進む人口減少対策には、これまで以上に積極的な施策を展開する必要があることから、収支不足額は令和５年度よりも拡大することも想定しなければならず、これまで以上に厳しい予算編成になることが見込まれる。

４　予算編成の基本方針

令和６年度は、原油価格や物価高騰の影響が長期化し、依然として先行きの見通しがつかない状況であるが、本町の抱えている様々な課題には、解決に向けた施策に対して積極的に取り組んでいく必要がある。特に、人口減少は急激に進行しており、令和５年度出生見込数は１９人と、過去最低となる見通しである。さらに、若者世代・子育て世代等の転出も多く、人口減少は本町にとって喫緊の課題となっており、若者世代・子育て世代の定住が非常に重要である。また、定住には生活基盤の安定が不可欠であることから、雇用の確保に繋がる施策などについても、第２次小鹿野町総合振興計画に掲げるまちの将来像『文化の香り高く将来に躍動するまち』の実現に向け、基本目標に基づく事業を推進していく必要がある。

こうしたことから、現在策定を進めている第２次小鹿野町総合振興計画後期基本計画の骨子において、「稼ぐ（ひと・モノ・金・情報）視点に基づいた」まちづくりと、「若者・女性に選ばれる」まちづくりの２点を重点戦略として位置づけることとした。予算の編成に当たっては、総合振興計画の基本目標に基づく事業を中心に、重点戦略に基づく事業については、特に積極的に推進していくこと。また、既存事業については、根拠に基づく積極的な見直しと優先順位付けの徹底を

図るとともに、創意工夫を凝らした経費の節減を行い、限られた財源を効率的・効果的に活用することで、町民生活の向上に繋がる取組を推進し、本町が将来にわたって持続可能な町として成長･発展していくための予算を編成することとし、以下の点に注意して要求すること。

(1) 「総合振興計画後期基本計画骨子」における重点戦略事業の推進

策定中の総合振興計画後期基本計画骨子において重点戦略として位置づけている、『「稼ぐ（ひと・モノ・金・情報）視点に基づいた」まちづくり』及び『「若者・女性に選ばれる」まちづくり』に基づく事業に積極的に取組み、人口減少対策として実施する事業は最優先で取組むこと。

(2) 各課連携の強化徹底と歳出全般の積極的な見直しの推進

人口減少対策をはじめ、各課所で実施する事業において、各課所間で関連のある事業については、担当課だけの課題とせず、事業の重要性や優先性、費用対効果などについて､それぞれの意見を交えながら連携を取り合い､様々な視点で十分に精査し、事業実施に必要な額を要求すること。また、既存事業については、根拠を明確にした上で、積極的に廃止・縮小などの見直しを行い、将来世代に過度の負担を先送りしないよう努めること。

(3) 歳入の的確な確保及び新たな財源の創出

町税については、自主財源の根幹をなすものであるため、税負担の公平性の観点から課税客体の捕捉を的確に行うとともに、収納率の向上のために徴収対策の徹底を図ること。また、町税や国民健康保険税はもとより、町営住宅使用料や保育料、介護保険料などの各種歳入についても、負担の公平性の観点から収入未済額を解消し､不能欠損が生じることのないよう努めること。

さらに、国県支出金については、依存財源の多い本町にとって予算編成を行う上で、非常に重要な財源となるため、制度改正や予算編成の動向を注視しながら情報収集を行い、できるだけ正確な額を要求するとともに、積極的な活用に努めること。

その他、個人版ふるさと納税や企業版ふるさと納税の納税額拡大に向けた

取組や町有財産の有効活用なども積極的に行うほか、実施事業に関連する団体などからの補助金の模索など、新たな財源の創出に努めること。

(4) 投資的経費及び施設等の修繕費について

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を踏まえ、今後の施設維持管理について統廃合も含め検討し、方向性や優先順位を決めること。町民の安全確保等に資するものを除き、急を要さない事業は、後年度への先送りや事業の見直しをするなど計画的かつ柔軟に対応すること。また、町債残高も増加していることから、公債費の負担が後年度の財政運営に大きく影響することを念頭に、財源を安易に起債に頼るのではなく、国県等の補助制度をよく検証し、財源の確保に努めること。やむを得ず起債をする場合は、起債に必要な各種計画の作成及び調整を図ること。

(5) 施設の維持管理費等に要する経費について

経常的な経費であることから､その費用について適正かどうか十分検証し、廃止・縮小できるものは、積極的な歳出削減に努めること。特に、当初の目的を達成した空き公共施設の利活用等（解体撤去を含む）については、スピード感を持って取組むこと。

(6) 補助金・負担金について

透明性・公平性を確保しながら、必要性や効果を十分検証し、減額や廃止も含めて総合的に判断すること。特に、団体への運営費補助的な補助金については、前年踏襲とするのではなく、根拠となっている要綱やその団体の存在意義などを十分検証するとともに、決算書等を細かく点検し適正な補助額の算出等、団体の統廃合も含めた検討を行うこと。

(7) 借地について

現状を把握するとともに、借地である必要があるかどうか十分検証し、不必要なものにあっては契約期間が満了する前から、返還できるよう調整すること。また、町有地は、町の大切な財産であることから、有効活用を図る必

要があるため、未利用で売却可能な場合は公売して財源を確保するなど、積極的な利活用に努めること。

(8) 特別会計及び企業会計の取り扱いについて

原則、一般会計と同様な扱いとする。独立採算の原則があることから、中長期的な視点で安定した経営が行えるよう徹底した効率化及び経営の健全化に取組み、より一層経営基盤の強化に努めること。特に企業会計の経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないことから、収入増加に向けた取組みを積極的に行い、その収入に見合った予算とすること。ただし、病院事業会計については、地域の中核医療施設であり、町民をはじめ、地域住民の安全で安心な暮らしの確保に欠かせない施設であることから、必要経費については十分精査し、適切な見積りをするよう努めること。

一般会計からの繰出金については、法定内によるものは制度をよく理解し正確な数値を要求すること。法定外の繰出金については、県からも極力無くすよう指導を受けていることから、繰出金に頼ることのないよう、経営計画等策定するなど、経営の健全化に努めること。

5　予算要求書の提出等

事務的な取扱いに関しては、別途総合政策課長から各課所長あてに通知する。